

(証券コード 1972)

2019年6月12日

株 主 各 位

東京都港区芝浦四丁目13番23号

三晃金属工業株式会社

代表取締役社長 右 田 裕 之

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記により開催いたしますので、
ご出席くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

（当日総会へご出席の方は同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。）

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝浦四丁目13番23号
MS芝浦ビル 11階 当社本社会議室

3. 目的事項

報告事項 第70期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金配当の件
第2号議案 取締役13名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

株主総会参考書類並びに招集通知に添付すべき事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sankometal.co.jp>）に掲載いたします。

添 付 書 類 事 業 報 告

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、このところ輸出や生産の一部に弱さも見られますが、個人消費の持ち直し、設備投資の増加、雇用情勢の着実な改善など、引き続き緩やかな回復基調が続きました。

先行きについては、当面、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動に留意する必要があります。

このような状況下、当社は事業環境の好転を背景に受注量の確保に向けて努力してまいりましたが、受注高につきましては前年同期比38億9千9百万円(10.1%)減少の347億4千4百万円となりました。

売上高は前年同期比10億8千7百万円(3.1%)増収の361億7百万円となりました。

経常利益につきましては、一般管理費が増加したものの増収及び増益が寄与し、前年同期比4億2千4百万円(17.3%)増益の28億7千4百万円となりました。

当期純利益につきましては、前期計上した抱合せ株式消滅差益の反動により前年同期比4億5千4百万円(18.9%)減益の19億4千3百万円となりました。

繰越受注高は前年同期比13億6千2百万円(8.0%)減少の157億1千3百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

今後は予断を許さない経営環境のもとで、どのような環境変化に対しても安定した収益を確保し、社会に貢献できる企業を目指すことを主眼に、安全・法令遵守への継続的な取り組みはもちろんのこと、①技術力・生産力の一層の強化、②戦略商品の拡販、③業務効率・職場環境の向上、④人材育成の継続、を最重要課題として鋭意推進して参ります。

(3) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、14億9千2百万円であり、その主なものは屋根事業、建材事業における生産設備の新設・更新等であります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社等及び子会社の状況

① 親会社等との関係

親会社はありません。

新日鐵住金株式会社及び同社のグループ会社である日新製鋼株式会社及び日本鐵板株式会社は当社の大株主（7頁に記載）であり、当社は新日鐵住金株式会社及び日新製鋼株式会社の持分法適用会社であります。

当社は主として新日鐵住金株式会社・同社のグループ会社及び日新製鋼株式会社等より、日本鐵板株式会社その他を仕入先として原材料を調達しております。

なお、新日鐵住金株式会社及び日新製鋼株式会社は、2019年4月1日をもって、それぞれ日本製鉄株式会社及び日鉄日新製鋼株式会社に社名変更されております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 財産及び損益の状況

期別 項目	第 67 期 (2015. 4～2016. 3)	第 68 期 (2016. 4～2017. 3)	第 69 期 (2017. 4～2018. 3)	第 70 期 (当事業年度) (2018. 4～2019. 3)
受 注 高	36,690百万円	35,158百万円	38,644百万円	34,744百万円
売 上 高	36,385	35,258	35,019	36,107
経 常 利 益	3,058	2,513	2,450	2,874
当 期 純 利 益	2,004	1,717	2,397	1,943
1株当たり当期純利益(注)	519円77銭	445円27銭	621円86銭	504円12銭
総 資 産	28,393百万円	28,654百万円	31,546百万円	33,134百万円
純 資 産	13,781	14,868	16,765	18,014

(注)2016年10月1日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を実施したため、第67期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(8) 部門別受注高及び売上高

		前期繰越受注高	当期受注高	当期売上高	次期繰越受注高
屋根	長 尺 屋 根	13,032百万円	26,388百万円	25,990百万円	13,376百万円
	R ー T	1,970	646	2,045	571
	ハ イ タ フ	1,159	2,830	2,667	1,376
	ソ ー ラ ー	851	260	799	312
	小 計	17,014	30,126	31,503	15,636
塗 装	61	557	543	76	
建 材	—	3,984	3,984	—	
売 電	—	76	76	—	
合 計	17,076	34,744	36,107	15,713	

(9) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

屋根・壁及び各種建材・塗装等の製造・加工・施工・販売並びにこれらに附帯する建設工事の設計・請負事業

(10) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

本 社： 東京都港区芝浦四丁目13番23号

支 店： 東京・横浜・名古屋・大阪・中国(広島県)・九州(福岡県)・
北海道・東北(宮城県)

製 作 所： 深谷(埼玉県)・長田野(京都府福知山市)・滋賀(滋賀県東近江市)・
光(山口県)・江別(北海道)

(11) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
466名	18名増	41.8歳	16.6年

(注) 他社への出向者(4名)及び派遣社員は除いております。

(12) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	600百万円

(13) 剰余金配当等の決定に関する方針

① 剰余金の配当等

当社は、業績に応じた利益の配分を基本として、企業価値向上に向けた投資等に必要な資金所要、先行きの業績見通し、財務体質等を勘案しつつ、期末の剰余金の配当を実施する方針であります。

「業績に応じた利益配分」の指標としては、配当性向の30%を目安と致します。なお、期末配当の決定機関は従前どおり株主総会であります。

② 自己株式の取得

当社は自己株式の取得につきましては、機動性を確保する観点から、定款第42条の規定に基づき取締役会の決議によることと致します。取締役会においては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮したうえで、総合的に判断することと致しております。

(14) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,856,033株(自己株式103,967株を除く。)
- (3) 当事業年度末の株主数 4,123名

(4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	(持株比率)
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	6,229百株	(16.15%)
日 新 製 鋼 株 式 会 社	6,229	(16.15)
日 本 鐵 板 株 式 会 社	2,567	(6.65)
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,228	(3.18)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	720	(1.86)
MSIP CLIENT SECURITIES	703	(1.82)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口 5)	484	(1.25)
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	459	(1.19)
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	384	(0.99)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口 1)	360	(0.93)

- (注) 1. 当社は、自己株式103,967株を保有しておりますが上記の大株主からは除いております。
 2. 持株数は、百株未満を切り捨てて表示しており、持株比率は自己株式を除く発行済株式の総数に対する所有株式数の割合で、小数点以下第3位を切り捨てております。
 3. 新日鐵住金株式会社及び日新製鋼株式会社は、2019年4月1日をもって、それぞれ日本製鉄株式会社及び日鉄日新製鋼株式会社に社名変更されております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(6) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等との重要な兼職の状況
代表取締役社長	右 田 裕 之	
専務取締役	北 澤 進	技術本部長、新工事システム開発準備班長、人材開発部に關する事項管掌
常務取締役	吉 井 郁 雄	屋根営業本部長、営業総括部長、海外営業に関する事項管掌
常務取締役	中 乘 敬 之	建材事業部及び製造部に関する事項管掌
常務取締役	堤 孝 二	東京支店長
常務取締役	宮 崎 哲 夫	総務部長、70年史編纂プロジェクト班長、経理部に関する事項管掌
取 締 役	豊 岡 竹 義	屋根営業本部ソーラー屋根営業部長
取 締 役	緒 方 良	屋根営業本部営業推進部長、成型品営業部長
取 締 役	江 口 真 木	技術本部副本部長、製造部長
取 締 役	湧 川 正 朗	九州支店長
取 締 役	十 河 英 史	新日鐵住金株式会社薄板事業部薄板営業部長
取 締 役	田 中 秀 雄	日新製鋼株式会社代表取締役副社長執行役員
取 締 役	森 谷 英 之	日本鐵板株式会社代表取締役社長
常任監査役(常勤)	石 川 健 哉	
監 査 役(常勤)	渡 辺 孝 一	
監 査 役	野 口 博 司	新日鐵住金株式会社薄板事業部薄板企画部主幹(部長代理)、(兼務)薄板事業部薄板営業部主幹(部長代理)

- (注) 1. 取締役十河英史、田中秀雄、森谷英之の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役石川健哉、野口博司の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役十河英史、田中秀雄、森谷英之の各氏及び監査役石川健哉、野口博司の両氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
4. 当期中の主な取締役及び監査役の異動については次のとおりであります。
- ① 第69期定時株主総会の終結のときをもって取締役塩田康海、利根川操の両氏は任期満了により退任し、新たに湧川正朗氏が取締役に選任され就任いたしました。
- ② 第69期定時株主総会の終結のときをもって監査役大村欣也氏は辞任により退任し、新たに石川健哉氏が監査役に選任され就任いたしました。
5. 取締役十河英史、田中秀雄の両氏及び監査役野口博司氏の兼職先である、新日鐵住金株式会社及び日新製鋼株式会社は、2019年4月1日をもって、それぞれ日本製鉄株式会社及び日鉄日新製鋼株式会社に社名変更されております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項の責任について、社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を各社外取締役及び社外監査役との間で締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 15名 218,726千円（うち社外取締役 3名 一千円）

監査役 4名 45,848千円（うち社外監査役 3名 26,160千円）

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）は、38,880千円であり
ます。
2. 当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額52,300千円（取締役43,400千円、監査役
8,900千円）が含まれております。
3. 2018年6月28日開催の第69期定時株主総会の終結のときをもって退任した取締役2名、監
査役1名の当事業年度における報酬及び役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。
4. 複数事業主型確定給付企業年金基金への拠出額51,300千円（取締役49,800千円、監査役
1,500千円）が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況につきましては、8頁に記載のとおりであり、また、当社と新日鐵住金株式会社、日新製鋼株式会社及び日本鐵板株式会社との関係は4頁に記載のとおりであります。

② 主な活動状況

取締役十河英史、田中秀雄、森谷英之各氏の取締役会への出席率は、お三方共に100%であり、各氏は取締役会において経営陣から独立した見地より議案審議等につき適宜助言を行っております。

また、監査役石川健哉、野口博司両氏の取締役会及び監査役会への出席率は、お二方共に双方100%で、両氏はこれらの場において業務執行の妥当性、適正性を確保する観点より適宜発言を行っております。

③ 報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額につきましては、前項に記載のとおりであります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額	32,500千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査計画の内容及び報酬額の見積り、適格性等について検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. ①については、会社法上の監査業務と金融商品取引法上の監査業務の報酬が明確に区分されておらず、かつ実質的にも区分できないことから、その合計値を記載しております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には監査役会の決議により当該会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社は業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）についてその基本方針を取締役会において次のとおり決議し、会社の業務の効率性並びに法令遵守及びリスク管理等の健全性の確保に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その整備・充実に努めております。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受ける。

業務を執行する取締役(以下、「業務執行取締役」)は、取締役会における決定に基づき、各々の職務分担に応じて職務を執行し、使用人の業務の執行を監督するとともに、法令遵守を含めその進捗状況を取締役会に報告する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報の保存及び管理に関する規程に基づき、対象とすべき情報、管理の方法並びに管理責任等を明確化し、必要なセキュリティー・ポリシー等を定めた上で適切に保存及び管理する。

また、経営計画・事業方針、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努める。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長を委員長とし、全社のリスクマネジメント活動を統括するリスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理に係る基本方針、規程の制定・改廃その他重要事項を審議する。

各事業場長は、リスクマネジメント委員会の対応方針を踏まえ、社内規程等を遵守し、自律的な活動を推進する。総務部長は、各事業場における事業遂行上のリスクの識別・評価に基づくリスクマネジメント体制の整備及びその自律的な活動を支援し、併せて、全社的視点からリスクマネジメント活動の有効性に係る監視・点検を行う。

リスクマネジメント活動等の状況は、定期的及び必要の都度開催するリスクマネジメント委員会において総括・レビューを行い、重要事項その他定められた事項については経営会議及び取締役会に報告する。

経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合または発生するおそれのある場合には、業務執行取締役は、損害及び影響等を最小限にとどめるため、直ちにリスクマネジメント委員会の招集を要請するなど、必要な対応を行う。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画、事業戦略、重要な設備投資等取締役の職務執行に係る重要な個別執行事項については、経営会議における事前の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。

各業務執行取締役、各執行役員、各事業場長等は、取締役会における決定に基づき個別業務を遂行するが、職務の執行における効率性を確保するため、組織規程・業務分掌規程において各業務執行取締役、各執行役員、各事業場長等の責任・権限を明確化するとともに、必要な業務手続き等を定める。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守及びリスク管理等の当社の内部統制システムの運用については、各事業場長の責任の下で各事業場が自律的な活動を推進する。

各事業場長は、その職務の執行にあたり、各事業場における法令及び社内規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努めるとともに、社員に対する教育・啓発に努める。また、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合には、速やかに総務部長に報告する。

総務部長は、各事業場における法令及び社内規程の遵守状況を定期的及び必要の都度監視・点検し、これらの内容をリスクマネジメント委員会に報告するとともに、必要に応じ、法令・社内規程違反等の未然防止策等につき適切な措置を講ずる。また、重要事項その他定められた事項については経営会議及び取締役会に報告する。

社員は、法令及び社内規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。違法行為等を行った社員については、就業規則等の定めに基づき制裁を行う。

なお、併せて、社員等及びその家族、派遣社員・請負先社員等から業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置し、適切な運用に努める。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社の内部統制システムについては、各事業場長及び各グループ会社社長の責任による自律的な構築・運用を基本とし、総務部長が必要に応じ、その構築・運用を監視・点検する。

当社及びグループ会社は、各社の事業特性を踏まえつつ事業戦略を共有化するとともに、グループ一体となった経営を行う。

当社業務執行取締役、執行役員、各事業場長及びグループ会社社長は、業務運営方針等を社員に周知・徹底する。

これに基づく具体的な体制は以下の通りとする。

イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各主管部門は、各グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上または各グループ会社の経営上の重要事項について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各主管部門は、各グループ会社におけるリスク管理状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各主管部門は、各グループ会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。

ニ. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各主管部門は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し

報告を求めるとともに、すみやかに総務部長に報告する。

(7) 監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、事業場長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または総務部等当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの整備・運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議及びリスクマネジメント委員会等において報告し、監査役と情報を共有する。また、必要に応じて監査役より報告を受ける。

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役または監査役会に直接または総務部等当社関係部門を通じて報告する。

当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。

総務部長は、監査役と定期的または必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、監査役監査の効率的な実施に向けて関係を図る。また、内部通報制度の運用状況について監査役に報告する。

なお、取締役は、補助使用人その他監査役監査の環境整備に係る事項について、監査役の求めに応じ、適宜、監査役と意見を交換する。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況

当期における運用状況は次のとおりであります。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は11回開催され、取締役会規程に基づき、経営上の重要な付議事項について決定を行い、また業務執行取締役からその業務執行状況等の報告を受けております。

なお、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、適正性・効率性を高めるためにすべての取締役会において1名以上の社外取締役並びに2名の社外監査役が出席致しております。

社外取締役並びに社外監査役の取締役会への出席状況については9頁の主な活動状況に記載致した通りです。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

11回開催した取締役会の議事録及び資料をはじめ26回開催した経営会議の議事録及び資料等、職務執行上の各種情報については情報の保存及び管理に関する規程に基づき適切に保存・管理致しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント委員会を規程に基づき、当期においては上期2回と下期1回の計3回開催しており、内部統制の計画をはじめ、当社の全事業場ならびにグループ会社の内部統制の運用状況の確認と評価等が審議され、内部統制システムの運用状況については有効に機能しているとの評価がなされております。

なお、審議内容については経営会議をはじめ必要に応じ取締役会へ報告致しております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため業務執行取締役により経営会議を取締役に先立ち開催しており、当期においては26回開

催致しております。

また、組織規程、業務分掌、決裁規程等社内規程については適宜改定を行っております。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の全事業場長に対する個別の情報把握はもとより、定期的な内部統制の運用状況の確認を上期と下期の2回実施しリスクマネジメント委員会に報告しており、運用状況について有効に機能しているとの評価がなされております。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社に対する個別の内部統制システムの運用状況の監視・点検はもとより、定期的な内部統制の運用状況の確認を上期と下期の2回実施しリスクマネジメント委員会に報告しており、運用状況について有効に機能しているとの評価がなされております。

(7) 監査役の監査に関する事項

監査役は監査方針を含む監査計画を策定し、当社の全事業場の監査を実施するとともに、取締役会をはじめ経営会議、リスクマネジメント委員会、その他主要な会議にも出席して内部統制システムの運用状況を含む経営上の重要事項について情報を共有致しました。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	23,391	流 動 負 債	12,448
現金預金	7,495	支払手形	715
受取手形	1,377	電子記録債権	5,639
電子記録債権	3,767	買掛金	1,331
完成工事未収入金	7,116	工事未払金	1,374
売掛金	823	短期借入金	1,000
製品及び半製品	258	リース負債	7
未成工事支出金	783	未払法人税等	605
未払材料貯蔵金	773	未成工事受入金	189
未収入金	867	完成工事補償引当金	409
その他	128	工事損失引当金	1
		その他	1,174
固 定 資 産	9,743	固 定 負 債	2,671
有形固定資産	8,104	リース負債	25
建物	1,893	再評価に係る繰延税金負債	1,070
構築物	100	退職給付引当金	1,423
機械及び装置	1,650	役員退職慰労引当金	147
車両運搬具	0	その他	3
工具器具・備品	98	負 債 合 計	15,120
土地	4,134	純 資 産 の 部	
リース資産	32	科 目	金 額
建設仮勘定	194	株 主 資 本	15,916
無形固定資産	480	資本金	1,980
ソフトウェア	66	資本剰余金	344
ソフトウェア仮勘定	413	資本準備金	344
その他	0	利 益 剰 余 金	13,882
投資その他の資産	1,158	利益準備金	495
投資有価証券	10	その他利益剰余金	13,387
関係会社株	53	特別償却準備金	79
前払年金費用	394	別途積立金	3,450
繰延税金資産	451	繰越利益剰余金	9,857
その他	250	自 己 株 式	△289
貸倒引当金	△1	評価・換算差額等	2,098
		その他有価証券評価差額金	△11
		土地再評価差額金	2,109
資 産 合 計	33,134	純 資 産 合 計	18,014
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	33,134

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

						百万円	百万円
売	完製売	成品電	工売業	事売上	高	30,707	
					高	5,323	
					高	76	36,107
売	完製売	成品電	工売業	事売上	原	23,631	
					原	4,417	
					原	40	28,090
					利	7,075	
					益	905	
					益	36	8,017
販	費	及	業	外	利	36	5,137
營	業	營	業	外	利	0	2,880
	受	取	配	利	息	0	
	貸	引	金	当	金	0	
	そ	の	の	戻	額	2	
營	業	外	の	入	他	1	4
	支	払	利	費	用	4	
	手	形	却	却	息	2	
	口	ト	フ	フ	損	1	
	為	替	差	イ	一	0	
	そ	の	の	損	他	0	9
		の	の	益	益	0	2,874
特	受	保	利	險	金	64	64
特	別	損	損	却	失	11	
	固	除	却	却	損	56	
	支	償	償	費	他	0	69
	そ	の	の	費	益	0	2,870
		税	引	前	純	875	
		引	前	当	利	51	926
		法	人	期	業	51	1,943
		法	人	純	稅	51	926
		當	期	利	額	51	1,943
				益	益	51	1,943

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				特別償却準備金	別途積立金
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	1,980	344	495	106	3,450
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					
当期純利益					
土地再評価差額金の取崩					
特別償却準備金の取崩				△26	
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△26	-
当 期 末 残 高	1,980	344	495	79	3,450

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	8,581	12,632	△289	14,666
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	△694	△694		△694
当期純利益	1,943	1,943		1,943
土地再評価差額金の取崩				
特別償却準備金の取崩	26	-		-
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	1,276	1,249	-	1,249
当 期 末 残 高	9,857	13,882	△289	15,916

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	百万円 △11	百万円 2,109	百万円 2,098	百万円 16,765
当期変動額				
剰余金の配当				△694
当期純利益				1,943
土地再評価差額金の取崩				
特別償却準備金の取崩				-
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△0		△0	△0
当期変動額合計	△0	-	△0	1,249
当期末残高	△11	2,109	2,098	18,014

[個別注記表]

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び半製品、材料……………移動平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

未成工事支出金……………個別法による原価法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……営業債権等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金…完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過年度の実績率を基礎に将来の支出見込を勘案し、特定の物件については個別に発生見込額を考慮し、算定額を計上しております。

工事損失引当金……受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額が合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

役員退職慰労引当金…役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準…完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理…………… 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号2018年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示しておりました「繰延税金資産」（前事業年度270百万円）は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」451百万円に含めて表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額……………		11,841百万円
(2)関係会社に対する金銭債権債務……………	短期金銭債権	0百万円
	短期金銭債務	79百万円
(3)土地再評価法の適用……………	土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。	
	再評価の方法	
	土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法によっております。	
	再評価を行った年月日	2002年3月31日
	再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	696百万円
(4)事業年度末日満期手形等……………	事業年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理しております。	
	当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形等が、事業年度末残高に含まれております。	
	受取手形	101百万円
	電子記録債権	124百万円
	支払手形	54百万円
	電子記録債務	418百万円
(5)工事損失引当金に対応する未成工事支出金の額……………		0百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 工事進行基準による完成工事高……………	7,361百万円
(2) 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額……………	1百万円
(3) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高…………… 仕入高	1,060百万円
(4) 一般管理費に含まれている研究開発費の総額……………	388百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度 期首の株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 末の株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,960,000	-	-	3,960,000
合計	3,960,000	-	-	3,960,000
自己株式				
普通株式	103,967	-	-	103,967
合計	103,967	-	-	103,967

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種 類	配当の 原資	配当金 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生 日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰 余金	694	180.0	2018年 3月31日	2018年 6月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種 類	配当の 原資	配当金 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生 日
2019年6月27日 定時株主総会予定	普通株式	利益剰 余金	578	150.0	2019年 3月31日	2019年 6月28日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

項 目	金 額
(繰延税金資産)	
事業税	35
貸倒引当金	0
ゴルフ会員権減損	27
完成工事補償引当金	125
退職給付引当金	435
役員退職慰労引当金	45
減損損失	60
前受金	7
たな卸資産評価損	10
その他	23
繰延税金資産小計	773
評価性引当額	△130
繰延税金資産合計	642
(繰延税金負債)	
前払年金費用	△120
特別償却準備金	△35
合併による土地評価差額	△35
繰延税金負債合計	△191
繰延税金資産の純額	451

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入によっております。

なお、デリバティブ取引については、現在利用していません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金及び工事未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

(イ)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売上債権管理規程及び与信限度管理規程によって、取引先相手ごとの支払期日や債権残高を管理しております。また、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、経理部門との情報共有化を行いながら債務状況等の悪化による貸倒リスクの軽減に努めております。

(ロ)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建て債権・債務については、定期的な為替相場等を把握しております。

(ハ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	7,495	7,495	-
(2) 受取手形	1,377	1,377	-
(3) 電子記録債権	3,767	3,767	-
(4) 完成工事未収入金	7,116	7,116	-
(5) 売掛金	823	823	-
(6) 未収入金	867	867	-
資産計	21,448	21,448	-
(1) 支払手形	715	715	-
(2) 電子記録債務	5,639	5,639	-
(3) 買掛金	1,331	1,331	-
(4) 工事未払金	1,374	1,374	-
(5) 短期借入金	1,000	1,000	-
(6) 未払法人税等	605	605	-
負債計	10,665	10,665	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

- (1)現金預金、(2)受取手形、(3)電子記録債権、(4)完成工事未収入金、(5)売掛金及び(6)未収入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1)支払手形、(2)電子記録債務、(3)買掛金、(4)工事未払金、(5)短期借入金及び(6)未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (注2) 投資有価証券及び関係会社株式に計上されている非上場株式（貸借対照表計上額はそれぞれ10百万円、53百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価情報には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金預金	7,495
受取手形	1,377
電子記録債権	3,767
完成工事未収入金	7,116
売掛金	823
未収入金	867
合計	21,448

(注4) 有利子負債の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
短期借入金	1,000
合計	1,000

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4,671円85銭
- (2) 1株当たり当期純利益 504円12銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

三晃金属工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細 矢 聡 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 波多野 直子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三晃金属工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査計画及び監査実施要領において、監査の方針、監査の方法等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査の方法及び職務の分担等に従い各取締役、内部監査担当部門を含む使用人等と緊密な意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要文書等を閲覧し、本社及び事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく内部統制システムの構築及び運用の状況については、取締役等から適宜説明を受け、これを精査し、意見を表明いたしました。財務報告に係る内部統制については、その他、有限責任 あずさ監査法人からも、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況、監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、有効である旨の報告を取締役等及び有限責任 監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年 5月22日

三晃金属工業株式会社 監査役会

常任監査役(常勤・社外監査役) 石 川 健 哉 印

監査役 (常勤) 渡 辺 孝 一 印

監査役 (社外監査役) 野 口 博 司 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金配当の件

剰余金の配当につきましては、業績に応じた利益の配分を基本として、企業価値向上に向けた投資等に必要な資金所要、先行きの業績見通し、財務体質等を勘案しつつ、期末の剰余金の配当を実施する方針と致し、「業績に応じた利益配分」の指標としては、配当性向の30%を目安とすることと致しております。

当期の期末配当につきましてはこの方針に従い、前期末に実施しました1株当たり配当金180円から30円減配しまして、次のとおり1株につき150円とさせていただきますと存じます。

1. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金150円 総額578,404,950円
2. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2019年6月28日

第2号議案 取締役13名選任の件

本定時株主総会終結のときをもって取締役13名が、任期満了となりますので、本総会において取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	みぎた ひろゆき 右田 裕之 (1953年3月12日生)	1975年4月 新日本製鐵株式会社入社 2007年4月 同社参与ニッポン・スチール・サウスイーストアジア社社長 2011年4月 当社顧問 2011年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	3,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
2	よしい いくお 吉 井 郁 雄 (1957年5月20日生)	1980年4月 新日本製鐵株式会社入社 2003年10月 新日鐵住金ステンレス株式会社営業本部 鋼板営業部次長 2011年2月 同社執行役員営業本部副本部長、薄板営業 部長、フォワード営業推進班長 2012年10月 当社顧問 2013年6月 当社取締役東京支店副支店長及び東京支店 営業部長 2014年4月 当社取締役東京支店長及び東京支店営業部 長 2015年4月 当社常務取締役東京支店長及び東京支店営 業部長 2016年4月 当社常務取締役屋根営業本部長及び営業総 括部長、海外営業に関する事項管掌 2019年4月 当社専務取締役営業本部長及び営業総括部 長、建材事業部に関する事項管掌 現在に 至る	500株
3	つつみ こうじ 堤 孝 二 (1958年4月2日生)	1982年4月 新日本製鐵株式会社入社 2009年4月 同社機材部長 2012年10月 同社新日鐵住金株式会社へ統合 2012年10月 同社機材調達部長 2014年4月 当社顧問 2014年6月 当社取締役営業総括部長 2016年4月 当社取締役東京支店長 2017年4月 当社常務取締役東京支店長 2019年4月 当社常務取締役技術本部長 現在に至る	500株
4	みやざき てつお 宮 崎 哲 夫 (1959年11月9日生)	1982年4月 新日本製鐵株式会社入社 2011年4月 同社東北支店長 2012年10月 同社新日鐵住金株式会社へ統合 2012年10月 同社東北支店長 2015年4月 当社顧問 2015年6月 当社取締役総務部長 2016年4月 当社取締役総務部長及び70年史編纂プロ ジェクト班長、経理部に関する事項管掌 2017年4月 当社常務取締役総務部長及び70年史編纂プ ロジェクト班長、経理部に関する事項管 掌 2019年4月 当社常務取締役総務部長、働き方改革推進 班長及び70年史編纂プロジェクト班長、 人材開発部、経理部及び安全・衛生・環境 部に関する事項管掌 現在に至る	500株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
5	おがた りょう 緒 方 良 (1958年11月5日生)	1981年4月 新日本製鐵株式会社入社 2013年1月 当社参与屋根営業本部営業推進部担当部長 2013年5月 当社参与屋根営業本部営業推進部長 2015年4月 当社執行役員屋根営業本部営業推進部長及 び改修・塗装営業部長 2017年4月 当社執行役員屋根営業本部営業推進部長及 び成型品営業部長 2017年6月 当社取締役屋根営業本部営業推進部長及び 成型品営業部長 2019年4月 当社取締役営業本部営業推進部長及び成型 品営業部長 現在に至る	500株
6	えぐち まき 江 口 真 木 (1961年3月4日生)	1985年4月 新日本製鐵株式会社入社 2006年7月 新日鐵エンジニアリング株式会社建築・ 鋼構造事業部建築鉄構ユニット鉄構工事室 長 2012年4月 同社海外事業推進部ゼネラルマネジャー 2012年10月 同社新日鉄住金エンジニアリング株式会 社に社名変更 2014年11月 同社設計技術部ゼネラルマネジャー 2015年2月 同社社外勤務（上海力岱結構工程技術有限 公司） 2017年6月 当社取締役技術本部副本部長 2018年4月 当社取締役技術本部副本部長及び製造部長 2019年4月 当社取締役技術本部副本部長及び製造技術 部長、深谷製作所、長田野製作所、滋賀製 作所、光製作所、江別製作所に関する事項 管掌 現在に至る	500株
7	わくがわ まさお 湧 川 正 朗 (1961年11月13日生)	1986年4月 当社入社 2013年5月 当社中国支店長 2015年4月 当社九州支店長 2016年4月 当社執行役員九州支店長 2018年6月 当社取締役九州支店長 2019年4月 当社取締役東京支店長 現在に至る	500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
8	たなか ひでお 田中 秀雄 (1957年4月18日生)	1980年4月 日新製鋼株式会社入社 2002年6月 同社薄板・表面処理事業本部鋼板販売部長 2004年4月 同社大阪支社鋼板販売一部長 2009年4月 同社建材販売部長 2010年4月 同社執行役員 建材販売部長 2012年6月 同社執行役員 (日新総合建材株式会社社長) 2015年4月 同社常務執行役員 2015年6月 同社取締役常務執行役員 2017年4月 同社代表取締役副社長執行役員 2017年6月 当社取締役 現在に至る 2019年4月 日新製鋼株式会社 日鉄日新製鋼株式会社に社名変更 同社代表取締役副社長執行役員 現在に至る	一株
9	かとう あきお 加藤 昭夫 (1958年5月4日生)	1985年4月 当社入社 2011年4月 当社技術部技術管理グループ長 2014年4月 当社技術部技術管理課長 2015年4月 当社技術企画管理部長 2016年4月 当社技術本部技術部長 2017年4月 当社執行役員技術本部技術部長 2019年4月 当社執行役員技術本部副本部長、技術部長 現在に至る	500株
10	やしろ ふじお 矢代 富士夫 (1962年1月3日生)	1984年4月 当社入社 2008年6月 当社屋根営業本部営業第一グループ長 2011年4月 当社屋根営業本部次長 2014年1月 当社東北支店長 2016年4月 当社執行役員東北支店長 2017年4月 当社執行役員北海道支店長 2019年4月 当社執行役員九州支店長 現在に至る	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
11	さとう ひろあき 佐藤 宏明 (1956年4月25日生)	1980年4月 新日本製鐵株式会社入社 2002年7月 同社八幡製鐵所生産業務部長 2005年4月 ニッポン・スチール サウスイーストアジア社へ出向 同社社長 2007年4月 新日本製鐵株式会社 建材事業部建材営業部長 2009年4月 同社チタン事業部長 2012年10月 同社新日鐵住金株式会社へ統合 サイアム ユナイテッド スティール社へ出向 同社社長 2016年9月 同社 エヌエス サイアム ユナイテッド スティール社に社名変更 同社社長 2019年4月 当社顧問 現在に至る	一株
12	えんどう さとる 遠藤 悟 (1967年4月18日生)	1990年4月 新日本製鐵株式会社入社 2005年4月 同社大分製鐵所総務部総務グループリーダー 2009年4月 同社名古屋製鐵所人事グループリーダー 2011年4月 同社総務部秘書グループリーダー 2012年10月 同社新日鐵住金株式会社へ統合 総務部秘書室長 2017年4月 同社薄板事業部電磁鋼板営業部長 2019年4月 同社 日本製鐵株式会社に社名変更 薄板事業部薄板営業部長 現在に至る	一株
13	たかやま ひでゆき 高山 英幸 (1960年6月29日生)	1985年4月 新日本製鐵株式会社入社 2011年4月 同社君津製鐵所生産業務部長 2012年10月 同社新日鐵住金株式会社へ統合 君津製鐵所生産業務部長 2014年4月 日本鐵板株式会社 顧問 2014年6月 同社取締役 2016年4月 同社取締役常務執行役員 営業本部長 2016年6月 同社常務取締役常務執行役員 営業本部長 2018年6月 同社常務取締役常務執行役員 2019年4月 同社代表取締役社長 現在に至る	一株

- (注) 1. 田中秀雄、遠藤悟、高山英幸の各氏は社外取締役候補者であります。
- ① 取締役候補者田中秀雄氏は、日鉄日新製鋼株式会社の代表取締役副社長執行役員を兼任しており、当社は同社と原材料取引等の関係があります。
 - ② 取締役候補者遠藤悟氏は、日本製鉄株式会社の業務執行者を兼任しており、当社は同社と原材料取引等の関係があります。また、同氏は日本鐵板株式会社の社外取締役を兼任しております。
 - ③ 取締役候補者高山英幸氏は、日本鐵板株式会社代表取締役社長を兼任しており、当社は同社と原材料取引等の関係があります。
2. 社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- ① 取締役候補者田中秀雄氏は、日鉄日新製鋼株式会社における取締役としての豊富な知見・経験等を当社経営全般に対し活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社取締役就任からの年数は、本定時株主総会終結のときをもって2年であります。また、同氏につきましては株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - ② 取締役候補者遠藤悟氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、その職務を適切に遂行していただくだけの経営に関する高い知見を有しており、日本製鉄株式会社における豊富な経験と幅広い見識を当社経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏につきましては株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - ③ 取締役候補者高山英幸氏は、日本鐵板株式会社における取締役としての豊富な知見・経験等を当社経営全般に対し活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏につきましては株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、田中秀雄氏との間で会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には契約を継続する予定であります。
4. 当社は、遠藤悟、高山英幸両氏の選任が承認された場合、両氏との間で会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 田中秀雄、遠藤悟、高山英幸の各氏は当社又は当社子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
6. 田中秀雄、遠藤悟、高山英幸の各氏は当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったことはありません。
7. 田中秀雄、遠藤悟、高山英幸の各氏は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
8. 田中秀雄、遠藤悟、高山英幸の各氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受け取る予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
9. 田中秀雄、遠藤悟、高山英幸の各氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役3名のうち監査役渡辺孝一氏が任期満了となり、監査役野口博司氏が辞任により退任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者渡辺匡也氏は、監査役野口博司氏の補欠として選任されますことから、その任期は当社定款第34条に従い、退任する監査役の任期の満了するときまでとなります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	わたなべ こういち 渡辺 孝一 (1953年12月17日生)	1972年4月 当社入社 2004年4月 当社製造部江別製作所長 2009年5月 当社製造部深谷製作所長 2011年5月 当社参与製造部深谷製作所長 2012年1月 当社参与製造部長 2014年4月 当社執行役員製造部長 2017年4月 当社執行役員社長付 2017年6月 当社監査役 現在に至る	1,000株
2	わたなべ きょうや 渡辺 匡也 (1970年12月28日生)	1994年4月 住友金属工業株式会社入社 2006年7月 同社経理部大阪財務室参事 2007年9月 同社経理部東京財務室参事 2011年4月 同社鋼板・建材カンパニー企画部経理室参事 2012年10月 同社新日鐵住金株式会社へ統合 鹿島製鐵所業務部経理室長 2016年6月 同社本社関係会社部主幹 2018年6月 同社本社関係会社部上席主幹 2019年4月 同社日本製鉄株式会社に社名変更 本社薄板事業部薄板企画部上席主幹 現在 に至る	一株

- (注) 1. 渡辺匡也氏は社外監査役候補者であります。
2. 渡辺匡也氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、その職務を適切に遂行していただくだけの経営に関する高い知見を有しており、日本製鉄株式会社における豊富な職務経験と幅広い見識はもとより、グループ会社の経営管理の立場より社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- なお、同氏の選任が承認された場合には株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届出致します。
3. 渡辺匡也氏の選任が承認された場合には、会社法第423条第1項の責任について、社外監査

役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 渡辺匡也氏は、当社又は当社子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
5. 渡辺匡也氏は、当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったことはありません。
6. 渡辺匡也氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったことはありません。
7. 渡辺匡也氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受け取る予定は無く、また過去2年間に受けていたことはありません。
8. 渡辺匡也氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
かん えいのすけ 菅 英之介 (1970年7月24日生)	1993年4月 新日本製鐵株式会社入社 2001年4月 同社本社薄板事業部薄板営業部建材薄板グループマネジャー 2008年7月 同社本社薄板事業部薄板営業部薄板企画グループマネジャー 2012年10月 同社新日鐵住金株式会社へ統合 薄板事業部薄板企画部主幹 2015年7月 同社薄板事業部薄板企画部上席主幹 2016年4月 同社薄板事業部薄板営業部薄板第二室長 2019年4月 同社日本製鐵株式会社に社名変更 本社薄板事業部薄板企画部長 現在に至る	一株

- (注) 1. 菅英之介氏は社外監査役候補者であります。
2. 菅英之介氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、その職務を適切に遂行していただくだけの経営に関する高い知見を有しており、日本製鐵株式会社における豊富な職務経験と幅広い見識はもとより、グループ会社の経営管理の立場より社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
3. 当社は、社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行

うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結できる旨を定款に規定しております。
 菅英之介氏が監査役に就任された場合には当社と同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される北澤進、中乗敬之、豊岡竹義の各氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従って、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

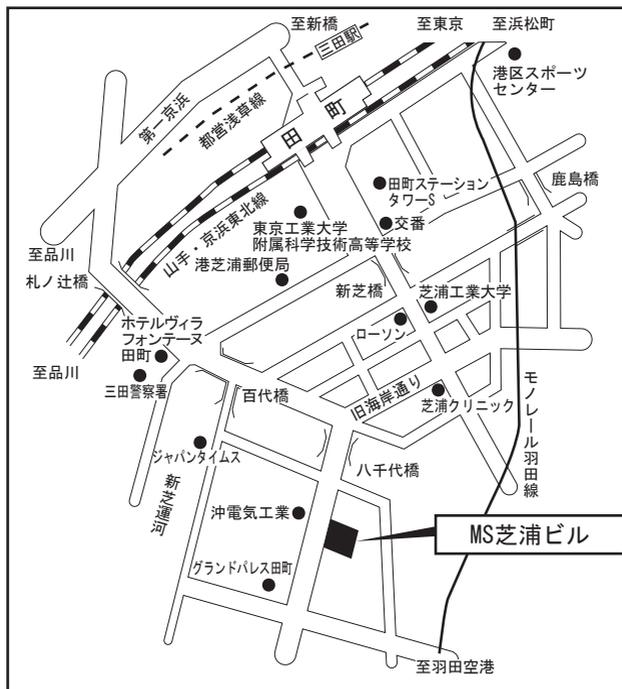
退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
きたざわ すすむ 北 澤 進	2013年6月 当社常務取締役 2017年4月 当社専務取締役 2019年4月 当社取締役 現在に至る
なかのり たかゆき 中 乗 敬 之	2016年6月 当社常務取締役 2019年4月 当社取締役 現在に至る
とよおか たけよし 豊 岡 竹 義	2017年6月 当社取締役 現在に至る

以上

第70期定時株主総会会場 ご案内図

東京都港区芝浦四丁目13番23号MS芝浦ビル11階
三晃金属工業株式会社本社会議室
電話 03 (5446) 5600



- ・ JR「田町駅」芝浦口（東口）より徒歩10分
- ・ 都営浅草線「三田駅」より徒歩13分